

## むつ市議会第208回定例会会議録 第7号

### 議事日程 第7号

平成23年6月24日（金曜日）午前10時開議

#### ◎表彰状の伝達

#### ◎諸般の報告

##### 【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第2 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 第3 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第4 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第5 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第6 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成22年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 第7 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成22年度むつ市老人保健特別会計補正予算)
- 第8 報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第9 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

##### 【議案質疑、討論、採決】

- 第10 議案第21号 平成23年度むつ市一般会計補正予算

##### 【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第11 議員提出議案第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書

##### 【委員の推薦】

- 第12 農業委員会委員の推薦

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
3番	新谷	泰造	4番	工藤	孝夫
5番	横垣	成年	6番	澤藤	一雄
7番	石田	勝弘	8番	新谷	功
9番	目時	睦男	10番	野呂	泰喜
11番	馬場	重利	12番	岡崎	健吾
13番	山本	留義	14番	千賀	武由
15番	白井	二郎	16番	大瀧	次男
17番	富岡	修	18番	佐々木	隆徳
19番	半田	義秋	20番	川端	一義
21番	高田	正俊	22番	山崎	隆一
23番	浅利	竹二郎	24番	村川	壽司
25番	中村	正志	26番	菊池	広志
27番	斉藤	孝昭	28番	富岡	幸夫

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教員会 委員長	高瀬	厚太郎	教育長	遠島	進
公営企業 管理者	遠藤	雪夫	代監査委員	小川	照久
総務部 政策長	伊藤	道郎	財務部長	下山	益雄
財務部 調整監	赤田	比等史	民生部長	奥川	清次郎
保健福祉 部長	松尾	秀一	経済部長	中嶋	達朗
建設部長	山本	伸一	川内庁舎 所長	布施	恒夫
大畑庁舎 所長	若松	通	協野所 野所長	高坂	浩二
会管総政 理出納室	大橋	誠	選挙管理 委員会 事務局長	成田	晴光

監事	委員	石田武男	農業委員會	手間本富士雄
查務	局長	齋藤秀人	農務局	齊藤鐘司
教育	部長	花山俊春	企業長道長	石野了
總政推	策進	竹山清信	公務局	鏡谷晃
民政推	生進	柳谷孝志	水務部	野藤賀範
總政總	務課	川西伸二	公用局	氏家剛
總政秘	書	栗橋恒平	下部	
總政總	策務		財政推	
			建政推	
			總政總	
			財務課	
			包含	
			主幹	
			部長	

事務局職員出席者

事務局	局長	須藤徹哉	次長	澤谷松夫子
總括	主幹	濱田賢一	主任	小村睦一
主任	主査	石田隆司	主任	村口

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は28人で定足数に達しております。

## ◎表彰状の伝達

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に、表彰状の伝達を行います。

去る6月15日に開催されました全国市議会議長会第87回定期総会において、市議会議員在職15年以上として野呂泰喜議員、馬場重利議員、山本留義議員、菊池広志議員が一般表彰を受けておりますので、表彰状の伝達を行います。

○事務局長（須藤徹哉） それでは、お名前を読み上げますので、演壇までお願いいたします。

まず、野呂泰喜議員、お願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 表彰状。野呂泰喜殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第87回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成23年6月15日、全国市議会議長会会長関谷博。おめでとうございます。

○事務局長（須藤徹哉） 次に、馬場重利議員、お願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 表彰状。馬場重利殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第87回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成23年6月15日、全国市議会議長会会長関谷博。おめでとうございます。

○事務局長（須藤徹哉） 次に、山本留義議員、お

願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 表彰状。山本留義殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第87回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成23年6月15日、全国市議会議長会会長関谷博。おめでとうございます。

○事務局長（須藤徹哉） 次に、菊池広志議員、お願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 表彰状。菊池広志殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第87回定期総会に当たり本会表彰規程により表彰いたします。

平成23年6月15日、全国市議会議長会会長関谷博。おめでとうございます。

○事務局長（須藤徹哉） 以上であります。

○議長（富岡幸夫） これで表彰状の伝達を終わります。

## ◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 次は、諸般の報告を行います。

まず、6月15日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、民生福祉の各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

次に、けさほど市長から、今定例会に提出されております議案第21号資料の一部に誤謬訂正がありましたので、お手元に配布しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第7号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第9 委員長報告、  
質疑、討論、採決

○議長（富岡幸夫） 日程第1 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてから、日程第9 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの9件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、報告第18号から報告第20号及び報告第24号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（24番 村川壽司議員登壇）

○24番（村川壽司） おはようございます。総務教育常任委員会委員長報告を行います。

総務教育常任委員会に付託されました報告4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月15日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました報告につきましては、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、事業者が取得する家屋、償却資産及び土地に係る固定資

産税の不均一課税の基準となる適用期限を平成25年3月31日までの2年間延長するためのものとの説明がありました。

これに対し委員から、対象となる件数は何件あるのかとの質疑があり、理事者側から、現在は対象となる事業者はないとの答弁がありました。

次に、報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、事業者が取得する家屋、償却資産及び土地に係る固定資産税の課税免除の基準となる適用期限を平成25年3月31日までの2年間延長するためのものとの説明がありました。

これに対し委員から、平成22年まで旧川内町のワイナリーが対象となっていたが、なくなった理由についての質疑があり、理事者側から、平成20年度から平成22年度までの3年間適用になっており、この法律は免除期間が取得から3年と定められているためとの答弁がありました。

また、別の委員から、特別措置の減額の割合はどのくらいなのかとの質疑があり、理事者側から、ワイナリーの場合は3分の1程度減額になったとの答弁がありました。

次に、報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、事業者

が取得する家屋、償却資産及び土地に係る固定資産税の課税免除の基準となる適用期限を平成25年3月31日までの2年間延長するためのものとの説明がありました。

これに対し委員から、むつ市承認企業立地計画とはどういうものなのか、また固定資産税の減額措置の内容についての質疑があり、理事者側から、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第15条により、必要な事項を定めるものとしており、家屋、構築物及び土地の取得価格が2億円以上のものについて免除するもので、製造業、情報通信技術利用業、旅館業等が対象となり、100%免除になるとの答弁がありました。

次に、報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災による被災者等の市民税及び固定資産税を軽減する特例を設け、平成23年度から適用するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、東日本大震災のみに適用になるのか、またむつ市内で適用になる人は何人いるのかとの質疑があり、理事者側から、東日本大震災のみに適用されるものである。ただし、これから地震等の災害が発生した場合は、この条文を読みかえて適用される可能性はある。また、むつ市内において東日本大震災による家屋の倒壊はなく、対象となる人はいないとの答弁がありました。

さらに、同委員から、被災地の問題だと思うが、津波により被災し高台に住宅を建築すれば、被災した土地には住まないと思うが、その場合はどう理解したらいいのかとの質疑があり、理事者側から、各市町村において首長がその土地を認定、公示し減免する措置をとることになるとの答弁があ

りました。

また、別の委員から、申請はいつまでで、審査はどのようになっているのかとの質疑があり、理事者側から、申請については本年度中であれば可能と思われる。また、審査については、現地調査と納税者からの聞き取りを行うとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

次は、報告第16号、報告第17号、報告第21号、報告第22号及び報告第25号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（27番 齊藤孝昭議員登壇）

○27番（齊藤孝昭） 民生福祉常任委員会に付託されました報告5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月15日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました報告につきましても、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、地方税法施行令の一部改正に伴い所要の改正を行ったものであり、基礎課税額の限度額と後期高齢者支援金等課税額の限度額をそれぞれ1万円、介護納付金課税額の限度額を2万円引き上げ、合計4万円引き上げるためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、対象者数及び改正前と比

較して市民にとって有利になるのかとの質疑があり、理事者側から、基礎課税額で136世帯、後期高齢者支援金等課税額で189世帯、介護納付金課税額で133世帯との答弁があり、また引き上げにより高額所得者に影響はあるものの、一般的な所得以下の方々に対しては影響がないとの答弁がありました。

次に、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、健康保険法施行令等の一部改正に伴い所要の改正を行ったものであり、暫定的に35万円から39万円に引き上げていた出産育児一時金の支給額を恒久化するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、支給者数と平均的な出産に係る費用についての質疑があり、理事者側から、平成22年度実績で出産育児一時金の支給は95件であった。また、出産費用についての統計はとっていないが、前述の95件中93件が直接支払制度を利用しており、そのうち61件は産科医療補償制度分の3万円を足して計42万円を直接医療機関に支払いしている状況であるとの答弁がありました。

次に、報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成22年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算を専決処分したもので、一般会計からの保険基盤安定負担金繰入金が増加したため、歳入歳出それぞれ165万円を減額し、予算総額を4億4,048万7,000円としたものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成22年度むつ市老人保健特別会計補正予算を専決処分したもので、老人保健に係る医

療給付費が確定したため歳入歳出それぞれ690万円を減額し、予算総額を537万2,000円としたものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を専決処分したもので、平成22年度予算の歳入に5億1,002万3,000円の不足が見込まれることとなったことから、平成23年度予算から繰上充用するため、同額を歳入歳出に計上し、予算総額をそれぞれ80億2,523万4,000円としたものであるとの説明がありました。

これに対し複数の委員から、平成20年度に値上げし、平成22年度にも値上げをしている。赤字解消は計画的に進んでいるのか、また医療費削減のためジェネリック医薬品を推奨することとし、医師会や薬剤師会と協議推進してはどうかとの質疑及び意見があり、理事者側から、本来平成22年度は1億1,000万円の黒字を確保する予定だったが、実際は予定より約4,000万円少ない約7,200万円の黒字となる見込みであり、またジェネリック医薬品の普及についてもなかなか進んでいない現状にあることから、今後国保連で医療費通知にジェネリック医薬品に関する情報を掲載することを計画しており、これらを利用した普及にも努め、また医師会等との協議の場を持てるように努力したいとの答弁がありました。

また、別の委員から、保険料の収納率についての質疑があり、理事者側から、平成22年度の見込みで現年課税分で89.4%、滞納繰越分で17.5%、全体で69.8%と増加傾向にあるが、被保険者の所得水準が低下しており、調定額は伸びていないとの説明がありました。

また、別の委員から、過剰診療や不正請求に対する対応の必要性や、一般会計からの繰り入れの

可能性についての質疑があり、理事者側から、一般会計からの繰り入れについては、総務省からの通達、税の公平性、市の財政状況から判断すると難しい状況である。また、過剰診療・不正請求については、レセプト点検を適正にしており、過誤があれば是正を求め、適正な受診になるように対応していきたいとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました9報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇報告第16号

○議長（富岡幸夫） まず、報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、報告第16号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第17号

○議長（富岡幸夫） 次に、報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、報告第17号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第18号

○議長（富岡幸夫） 次に、報告第18号 専決処分

した事項の報告及び承認を求めることについて、  
総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第18号は委員長報告のとおり承認されました。

#### ◇報告第19号

○議長(富岡幸夫) 次に、報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第19号は委員長報告のとおり承認されました。

#### ◇報告第20号

○議長(富岡幸夫) 次に、報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第20号は委員長報告のとおり承認されました。

#### ◇報告第21号

○議長(富岡幸夫) 次に、報告第21号 専決処分

した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成22年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第21号は委員長報告のとおり承認されました。

#### ◇報告第22号

○議長(富岡幸夫) 次に、報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成22年度むつ市老人保健特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第22号は委員長報告のとおり承認されました。

#### ◇報告第24号

○議長(富岡幸夫) 次に、報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第24号は委員長報告のとおり承認されました。

#### ◇報告第25号

○議長(富岡幸夫) 次に、報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、平成23年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、報告及び承認を求めるもの

であります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、報告第25号は委員長報告のとおり承認されました。

#### ◎日程第10 議案第21号に対する質疑、討論、採決

○議長(富岡幸夫) 次は、日程第10 議案第21号 平成23年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。9番目時睦男議員。

○9番(目時睦男) 追加議案の議案第21号について、3点にわたって質疑をさせていただきます。

この事業は、宝くじの社会貢献広報事業として財団法人自治総合センターが毎年行っている事業であります。この目的は集会施設やコミュニティー活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進及び地域文化への支援などに対して助成を行って、地域のコミュニティー活動の充実強化を図ることによって地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための事業だと、このよう

に目的が示されているわけですが、この事業についてお尋ねしたいのは、毎年実施しているこの事業について、市はこれまで関係機関等のように周知、説明を行ってきたのか、この点について1点目お尋ねをしたいと思います。

2点目は、今年度青森県全体で採択された団体は66団体、金額にして1億3,860万円と、このようになっているわけですが、本市の、むつ市の全体の申請をした件数、金額を地区ごとにお知らせを願いたいと思います。

3点目は、財団法人自治総合センターが最終的な採択をするわけですが、青森県、各県を経由して審査、採択をすると、このようなシステムになっているようであります。こういう中で採択に当たってそれぞれの申請された団体の市からの意見というか、そういう点について求めがあったのかどうか、この3点についてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長(富岡幸夫) 総務政策部長。

○総務政策部長(伊藤道郎) お答えいたします。

まず、市がどのように周知してきたのかというようなことでございますけれども、町内会等に対する募集案内につきましては、毎年9月から10月にかけてむつ地区は本庁舎のほうから、それから川内、大畑、脇野沢地区につきましては、それぞれ各庁舎の管理課から町内会長あてに文書などをもって照会しております。昨年の9月16日付で23年度分、むつ地区の部分については9月16日付で文書によって申請の希望の有無を照会しております。

それから、県内66団体が採択されているが、今回むつ市の申請の部分というようなことでございます。平成23年度分につきましては、むつ市全体で19件申請しております。その中で採択されたのが8件というようなことで、地区別におきましては、むつ地区が申請が8件、採択が5件、川内地

区が申請が3件、採択が1件、大畑地区が申請が4件、採択はありませんでした。脇野沢地区が申請が4件、採択が2件となっております。

それから、県を経由しての事業でございますけれども、意見を求められたかというようなご質問でございますけれども、その部分については特にそういうことはございませんでした。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（目時睦男） 今年度のこの助成事業については、8事業を財団法人自治総合センターは計画をして申請の受け付けをしているというようなことであります。一般コミュニティ助成事業、コミュニティセンター助成事業、地域防災組織育成助成事業、青少年健全育成助成事業、共生の地域づくり助成事業、地域の芸術環境づくり助成事業、地域国際化推進助成事業、活力ある地域づくり助成事業と、このような8つの事業を計画してそれぞれの申請を受け付けをしたと、このようになっているわけでありましたが、それぞれの町内会等々については、先ほどの部長の答弁によりますと、分庁舎からそれぞれの関係するところに周知を図ったと、このようなことでありますが、この8つの事業を見ますと、消防団とか婦人防火クラブ等についても申請の対象団体と、このようになっているわけでありましたが、あとは例えば下北文化会館、指定管理をしているわけでありましたが、これらの指定団体も応募できる対象の機関だろうと、このように思うわけでありましたが、それらの機関についての周知はどのように行ったのか。

もう一つは、周知の方法なわけでありましたが、これについては本市は、私が調べる限りにおいてはホームページにも載っていません。全体の、全国のホームページを見ますと、それぞれの機関、市町村がホームページに大分掲載しているのです。こういう面では、この事業について、やはり

いろんなコミュニティーに周知をするという部分については必要だと、このような思いをするわけでありましたが、その点について、ホームページ等々、この事業の周知の方法についてどのような認識から先ほど言ったような形での周知に終わっているのかどうか、ホームページの関係も含めてお聞きをしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 一部事務組合と各機関への周知はどのようにしているかというようなことですが、特別こうですよということでは周知はしていないと認識しております。

あと、消防の部分ですが、地域防災組織育成助成事業というようなところがございまして、これにつきましては各地区に婦人防火クラブがございまして、それらについて軽可搬のポンプとか、そういう部分について、整備については、この助成を使って整備しているというようなことを聞いております。

今後この助成事業につきましては、かなり使いやすいとか、非常に便利なものでございまして、その周知の方法につきましては、ホームページ、そのほかの方法で周知していくようなことを検討していきたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 9番。

○9番（目時睦男） 最後は要望でもありますが、今答弁がありまして、ホームページも含めて今後PRとか、周知方について検討していくというようなことですから、一層努力をしていただきたいわけでありましたが、これまで合併以来の状況の中で、今日的な状況の中にもあるわけでありまして、周知の部分という、例えば町内会によっては、この事業があるということについても、今現在わからないでいるというような状況も聞いている状況もあります。そういうような面では、周知という部分について徹底をしていただきたい。

特に自主財源が乏しいというか、コミュニティー含めて大変な状況の中で苦勞して、それぞれのコミュニティー事業を推進してきている状況の中でいった場合に、この事業についての魅力をふんだんにやっぱり求めていくというか、そういう申請をしていくというような状況をつくり出すことがより必要だろうと、このようなことで、市としてのPRというか、周知方について、なお一層の努力をお願いしながら、終わりたいと思います。

○議長（富岡幸夫） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。27番齊藤孝昭議員。

○27番（齊藤孝昭） 少し細かいことなのですが、今までも宝くじ基金からの助成でさまざまな事業をされていることは非常にありがたいことなのですが、このたびも出てきましたごみ集積小屋の件で、このごみ集積小屋というのは、申請した町内会または部落会に置いたものの、必要がなくなったということで、違う地域に移すことができるのかどうか、まずお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ただいまのお尋ねでございますけれども、そのような場面ということについては想定しておりませんで、可能かどうかというようなところにつきましては、ちょっと調べないと何ともお話しはできない状況でございます。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（齊藤孝昭） ぜひ調べてほしいと思います。何でこんな細かいことを言うかという、今までもごみ集積小屋を申請して設置したものの、同じものが並んで置かれている地域が結構見受けられます。ごみ収集運搬の業務に携わっている人たちは、その小屋があることによって、そこを2回というよりも、1回車をとめれば済むのですが、2

つに分けられて同じものが入っているということで、不効率になっているのです。地域の皆さんも同じものが並んでいると、当然どっちに入れてもいいというふうに判断しますので、そこのところを、もし申請している団体または事業主体の場所から移動ができないというふうになると、当然その申請するときの審査も必要ではないかと。過剰な申請は、やはり控えるべきだと。その分をもしほかに回せるのであれば回してあげたほうがいいというふうなことを考えておりますので、部長、調べないとわからないと言っていました、ぜひ調べていただいて、今までの設置された現状もぜひ確認してもらって、直せるものなら直してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ごみ集積小屋、移動できるのかどうかというようなことでございますけれども、移動はできないというようなことでございます。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（齊藤孝昭） というふうなことになりますと、先ほど言いましたが、集積小屋が、今は2つ並んでいるところを何カ所しか見ていませんが、それが同じものが3つ、4つ並んでいても、別に不思議がないということになりまして、そのところのチェックはだれもできないのです、町内会からの申し出で予算がついていますので。そういうふうなやりとりのところは、行政側はどういうふうにするのですか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今その移動はできないというふうなことでございますので、齊藤議員、2つ、3つ、4つ並んでいるところというふうなところのお話は、後ほどお伺いしたいと、このように思います。しっかりと、そのルールに従った形での配置ということになろうと思います。それがまた、

その町内会によって2つ申請したと、それが採択されたという経緯があるかもわかりませんので、その部分は十分チェックをしていきます。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） コミュニティセンター助成事業の助成金の割合なのですけれども、この場合には1,200万円のうち720万円とありますので、これは6割を助成するという事なのか、それとも720万円が上限ということなのか。それから、一般コミュニティ助成事業の助成金が全額に近いのですけれども、端数が事業者主体になっていますけれども、この助成金の負担の割合もお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） コミュニティセンターの助成の部分でございすけれども、これは総事業費の5分の3、60%以内の額というようなことでございす。ただし、上限がございまして、1,500万円、これが上限となっております。

それから、一般コミュニティのほうなのですけれども、これは1団体100万円から250万円の中で助成するというようなことで、10万円単位での助成になるというようなことで、10万円未満の端数が事業費のほうにあれば、その部分については実施団体の負担になるというようなことでございす。

○議長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よつて、議案第21号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よつて、議案第21号は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第11 議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

### ◇議員提出議案第2号

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第11 議員提出議案第2号 所得税法第56条の廃止を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） 所得税法第56条の廃止を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

中小業者は、地域経済の担い手として、住民に喜ばれる商売を心がけ、地域経済と雇用を守り、社会的・文化的にも大きな役割を果たしてきている。

しかし、その中小業者を支える家族従業員の働き分は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要約）により必要経費として認められていない。

配偶者で86万円、その他の家族は50万円という

わずかな額が、事業主の所得からの控除額として認められているのみである。この控除額が家族従業員の所得とされるため、社会的・経済的な不利益を引き起こし、自立が困難になっている。

税法上では青色申告にすれば、給料を経費にすることができるが、同じ労働に青色と白色の差をつけること自体が矛盾している。

所得税法第56条は、戦前の家族制度・世帯単位制度の名残であり、一人ひとりの人格を尊重する現在の憲法に相反するものとなっている。

労働派遣など、女性や若者の働き分に対してそれに見合う対価がきちんと支払われないことが、格差社会を生み出した要因として問題になり、改善する仕組みをつくることが急務といわれている。一人ひとりの働き分を正當に評価することは、人権を守ることであり、自営業者の家族従業員にとって所得税法第56条の見直しは、人権の回復ともいえるものである。

よって、国および政府に対し、税法だけでなく民法、社会保障にもかかわる人権の問題として、憲法の精神を生かし、所得税法第56条を廃止とし、家族従業員の働き分を必要経費として認めることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第2号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長といたしたいと思ひます。ご了承願ひます。

## ◎日程第12 農業委員会委員の推薦

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第12 農業委員会委員の推薦を議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法については、指名推選とし、議長から推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（富岡幸夫） ご異議なしと認めます。よって、推薦の方法については指名推選とし、議長から推薦することに決定いたしました。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員は4人とし、杉山武美氏、嶋田輝雄氏、畑中重宏氏、山口芳一氏を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、議会推薦の農業委員は4人とし、杉山武美氏、嶋田輝雄氏、畑中重宏氏、山口芳一氏を推薦することに決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

- 議長(富岡幸夫) これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第208回定例会を閉会いたします。

午前11時20分 閉会